

重要論点の要約

国際 統合報告<IR> フレームワーク



INTEGRATED REPORTING<IR>

IIRCについて

国際統合報告評議会(IIRC)は、規制者、投資家、企業、基準設定主体、会計専門家及びNGOにより構成される国際的な連合組織である。我々は、企業報告の次なる発展は、価値創造についてのコミュニケーションにあると考える。

国際<IR>フレームワークは、当該要請に応え、将来に向けた基盤を築くことを目的として開発された。

次を含むIIRCについての詳細な情報はウェブサイト<http://www.theiirc.org/>に掲載されている。

- IIRC創設の背景
- 使命、ビジョン、及び目的
- 体制、構成員、及びフレームワーク開発に貢献したグループ
- デュー・プロセス

本発行物は国際統合報告評議会(「IIRC」)によって発表された。本発行物は、個人的使用を目的とする場合に限り、IIRCのウェブサイトwww.theiirc.orgから無料でダウンロードできる。IIRCは、本発行物の内容を信頼して行為を行うか又は行為を控えることにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、責任を負わない。

IIRC は、翻訳物の正確性と完全性についていかなる責任も負わず、その結果に伴う行動に対しても責任を負わない。IIRCが英語によって公表した国際統合報告フレームワークが正規の承認された文書である。

国際統報告フレームワーク日本語訳© March 2014 by the IIRC. All rights reserved.

Copyright © December 2013 by the International Integrated Reporting Council (‘ the IIRC’). All rights reserved. Permission is granted to make copies of this work, provided that such copies are for personal or educational use and are not sold or disseminated and provided that each copy bears the following credit line: “Copyright © December 2013 by the International Integrated Reporting Council (‘ the IIRC’). All rights reserved. Used with permission of the IIRC.

Contact the IIRC (info@theiirc.org) for permission to reproduce, store, transmit or make other uses of this document.”

Otherwise, prior written permission from the IIRC is required to reproduce, store, transmit or make other uses of this document, except as permitted by law.

Contact: info@theiirc.org.

目次

イントロダクション.....	4
プロセスの要約.....	5
質問1-原則主義の要求事項.....	8
原則主義の要求事項.....	8
フレームワーク要求事項の充足.....	9
データの利用不能性又は省略.....	9
質問2-他の報告書との相互関係.....	11
フレームワークの目的及び統合報告書の形式.....	11
他のコミュニケーションとの関係.....	11
質問3-オンラインデータベース.....	12
オンラインデータベース.....	12
質問4-第1章に関するその他のコメント.....	13
利用者.....	13
統合思考.....	13
質問5及び6-資本.....	14
資本の分類.....	14
資本に関する報告.....	15
質問7及び8-ビジネスモデル.....	16
ビジネスモデルの定義.....	16
アウトカム.....	17
質問9-ビジネスモデルに関するその他の課題.....	18
ビジネスモデルのレジリエンス(変化への対応力).....	18
複数のビジネスモデル.....	18
他の内容要素との関係.....	19
資本との関係.....	19
静的な内容.....	19
図表.....	20
質問10-第2章に関するその他のコメント.....	21
第2章の構成.....	21
価値及び価値創造の定義.....	21
価値創造の測定.....	23
質問11及び12-重要性と簡潔性.....	24
重要性の定義.....	24
利用者.....	25
簡潔の定義.....	25

目次

構成	26
図表	26
質問13及び14-信頼性と完全性	27
信頼性	27
完全性－コスト／便益	28
完全性－競争優位	28
質問15-その他の指導原則	30
全般的事項	30
回答者による指導原則の提案	31
戦略的焦点と将来志向	31
情報の結合性	32
ステークホルダー対応性	33
首尾一貫性と比較可能性	33
質問16-内容要素	34
順序及び構成	34
追加的な開示要求事項(コンサルテーション草案4.5項)	35
組織概要と外部環境	36
ガバナンス	37
機会とリスク	37
実績	38
将来の見通し	38
質問17及び18-ガバナンス責任者の関与	40
表明の義務付け	40
質問19及び20-信用性	41
適切な基準	41
保証の必要性	42
保証基準	42
質問21-第5章に関するその他のコメント	43
報告境界	43
テクノロジーの利用	44
質問22、23及び24-総合的な視点	45
フレームワークの複雑性	45
価値創造ストーリー	45
コンサルテーション草案と国際統合報告<IR>フレームワークのマッピング	46
第1章:オーバービュー	46
第2章:基礎概念	47

イントロダクション

本文書は、IIRCの「結論の基礎」*1を補足するためにIIRCのスタッフによって作成された。「結論の基礎」は、2013年4月にIIRCが公表した「国際統合報告<IR>フレームワークコンサルテーション草案」*2(コンサルテーション草案)に関する一般コメントにおいて提起された主な技術的論点を扱っている。本文書は、2013年12月5日にIIRC評議会(カウンシル)によって承認された国際統合報告<IR>フレームワーク(フレームワーク)*3と関連しているものの、その一部をなすものではない。

本文書では、IIRCがフレームワークの開発に際して従ったプロセス、及び回答者がコンサルテーション草案のコンサルテーション質問を受けて提起した重要な技術的論点に対してどのような対応がなされたかに関する包括的な要約を提供する。本文書の付録には、コンサルテーション草案とフレームワークにおいての、重要な構成の変更及び文章の移動が示されている。

*1 www.theiirc.org/international-ir-framework

*2 www.theiirc.org/consultationdraft2013

*3 www.theiirc.org/international-ir-framework

プロセスの要約

コンサルテーション草案の開発

コンサルテーション草案の開発に含められたものは以下の通りである。:

- 2011年9月におけるIIRCディスカッションペーパー^{*4}の公表
- 当該ディスカッションペーパーのフィードバックの分析
- ビジネスネットワーク及び投資家ネットワークから参加者のあったIIRCパイロットプログラムの会議、ウェビナー及び地域会議における議論
- IIRCテクニカル・コラボレーション・グループによって実施され、一連のバックグラウンド・ペーパー^{*5}として公表された、ビジネスモデル、資本、結合性、重要性及び価値創造に関する調査
- アウトライン^{*6}及びその後のプロトタイプ・フレームワーク^{*7}の公表
- 4回のIIRC作業グループ(ワーキング・グループ)^{*8}の会議における議論、及びワーキング・グループのメンバーによる会合外のコメント
- IIRC技術作業部会(テクニカル・タスクフォース)^{*9}による、度重なる明細レビュー及び改良
- ラウンドテーブル、セミナー、プレゼンテーション及びワークショップなど、世界に向けた広範な普及活動

コンサルテーション草案のフィードバック

コンサルテーション草案に関する一般コメントが、2013年4月16日から7月15日まで募集された。

IIRCは、後述する特性を持つ地域及びステークホルダーから359件の提出物を受けた^{*10}。提出物の多くはグループからのものであり、グループとしての提出物に名前が挙げられた個人と組織を含めれば、総数は600件を超える。

*4 「統合報告に向けて-21世紀における価値の伝達」 www.theiirc.org/discussionpaper

*5 <http://www.theiirc.org/resources-2/framework-development/background-papers>

*6 <http://www.theiirc.org/2012/07/11/draft-framework-outline>

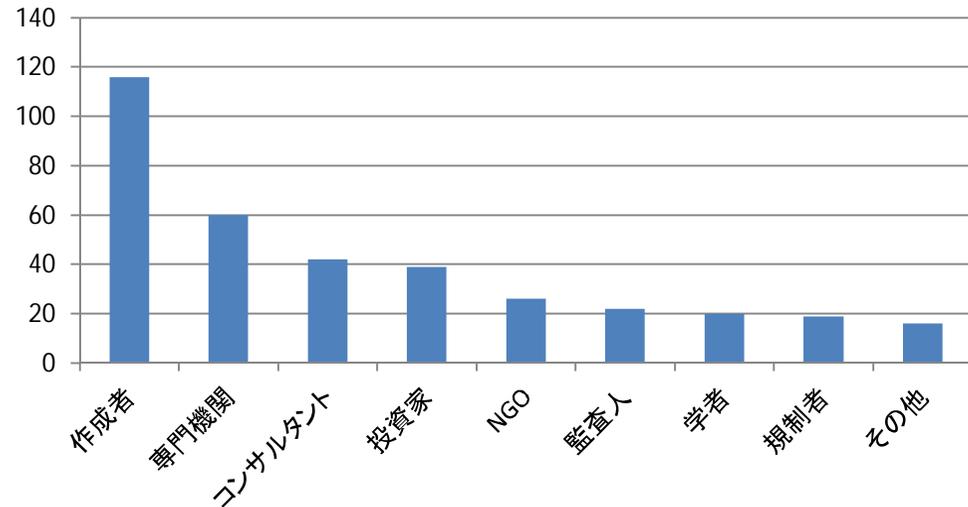
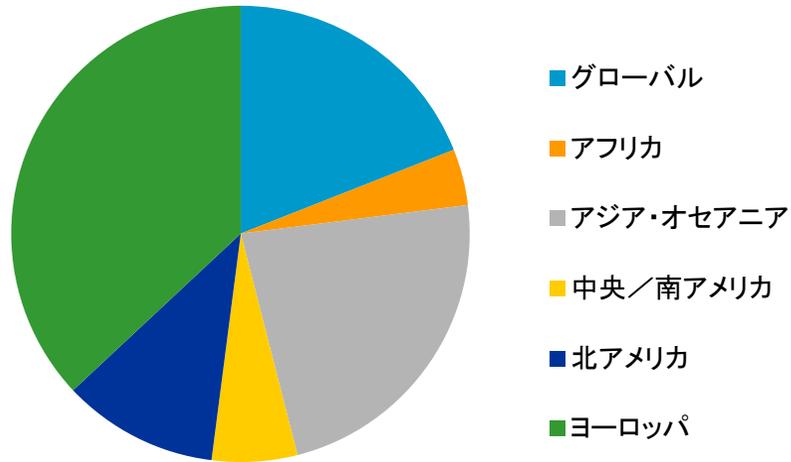
*7 <http://www.theiirc.org/prototype-of-the-international-ir-framework>

*8 <http://www.theiirc.org/the-iirc/structure-of-the-iirc/iirc-working-group>

*9 <http://www.theiirc.org/the-iirc/structure-of-the-iirc/technical-task-force>

*10 <http://www.theiirc.org/consultationdraft2013>

プロセスの要約(続き)



フィードバックの分析及びフレームワーク草案の変更

コンサルテーション草案に関する提出物は多数の担当者によって分析され、各人が同じ質問又は関連する質問群を調べた。これらの分析結果は一般に利用可能である^{*11}。IIRCのテクニカル・ディレクターが、個々の質問の分析によって明らかになった主要論点の相対的な重要性及びそれらの相互関連の他、それらが過去の議論とどのように関連しているかを検討した。

IIRCのテクニカル・タスクフォースのメンバーが、必要と判断した範囲で個々の提出物を閲覧し、以下について共同でレビューした。

- 質問ごとに行われた個々の分析結果
- IIRC投資家検証グループ、及び保証の論点について調査したIIRCテクニカル・コラボレーション・グループからのインプット
- 継続的に示されたフレームワーク草案(その結果作成された草案は、2013年10月のIIRCワーキング・グループの会議で議論された^{*12})

*11 www.theiirc.org/resources-2/framework-development/technical-agenda-papers

*12 www.theiirc.org/resources-2/framework-development/technical-agenda-papers

プロセスの要約(続き)

IIRCのワーキング・グループは草案をレビューし、主要な技術的論点に関するテクニカル・タスクフォースの提言事項について審議し、改訂草案をIIRC評議会に提言して承認を得るための投票を実施した^{*13}。その草案は2013年12月5日の評議会の会議で承認され、その公表が2013年12月9日にIIRC理事会によって承認された。

フレームワーク草案の変更における検討事項

コンサルテーション草案の変更を行うにあたり、特定の立場を支持する多数の提出物がIIRCによって検討されたものの、これは、検討された唯一の事項ではなく、あるいは必ずしも最も重要な事項ではなかった。それに加えて、IIRCは様々な提案が以下の事項に該当するかどうかを検討した。

- ・ <IR>の目的、原則主義のアプローチ、判断の行使及び継続的なイノベーションと整合しているか
- ・ <IR>の発展の現段階を考慮した上で、実務上実行可能か
- ・ 統合報告書の作成に焦点を合わせているか
- ・ フレームワークの諸概念の明確性を高め、諸概念間の結合性を強化しているか
- ・ フレームワークの構造の論理性を高め、重複を最小限にとどめているか
- ・ アクセス可能性を改善しているか(例えば、理解しやすい表現の使用を通じて)

オーバービュー

提出物において取り上げられた論点及び表明された見解の範囲が広いことから、受け取ったコメントを概括することは困難である。

しかしながら、受け取った大多数の提出物はコンサルテーション草案を支持していたと言えるであろう。例えば、「<IR>は常に発展していることを認識した上で、組織が統合報告書を作成し、組織の短、中、長期の価値創造能力についての情報を報告書利用者に提供する際に、本フレームワークを用いることに関し、本フレームワークの内容はどの程度適切だと考えられるか説明してください」という質問への回答において、それに同意しない、又は重大な留保を表明した提出物はわずか14%だった。

追加ガイダンスの要請

コンサルテーション草案の様々な側面に関して追加ガイダンスを求める要請が数多くなされた。また一部の回答者は、コンサルテーション草案の特定の側面の適用について助言を行った。このフィードバックはフレームワークの開発に際して検討されたものの、提言の中には原則主義のフレームワークの範囲を超えるものがあった。しかしながら、それらの提言は、今後の解釈指針のために、技術的プロジェクト及びIIRCのウェブサイト上の「よくある質問(FAQ)」を通して検討されることになる。

^{*13} <http://www.theiirc.org/consultationdraft2013>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問1－原則主義の要求事項

「他に追加されるべき原則主義の要求事項はありますか。又は、削除、変更されるべき原則主義の要求事項はありますか。その場合、その理由も説明してください。」

回答者の全員がこの質問に回答した。提案された原則主義の要求事項全体に対して強い支持があり、38%の「条件付き支持」を含め、90%以上の回答が賛成だった。

多くの回答者が、財務資本の提供者を主たる想定利用者として特定することを疑問に感じ（「質問4－第1章に関するその他のコメント」並びに「質問11及び12－重要性と簡潔性」において議論されている）、あるいは、価値の定義及び価値創造／減少の諸側面に関してさらなる明確化を求めた（「質問10－第2章に関連するその他のコメント」において議論されている）。質問1に対する回答に現れた他の主要論点は以下に要約されている。

回答者の論点	検討事項	結論
原則主義の要求事項		
「原則主義の要求事項」という表現は矛盾した用語のように思われるが、これを使用すべきか。	一部の回答者は、規範的な意味の用語（すなわち、要求事項）が「原則主義」という用語と並置されて使用されるのは矛盾していると考えた。	1.9-1.11項で説明されているように、フレームワークの全体的アプローチは「原則主義」に基づいている。この中には、フレームワークの中に少数の高レベルな要求事項が組み込まれることが含まれる（1.17-1.19項で説明）。「原則主義の要求事項」という用語は削除された。規範的と受け止められる他の用語の使用も再検討された。
フレームワークでは太字のイタリック体はどのような原則で使用されているのか。	一部の回答者は、太字のイタリック体がコンサルテーション草案の中で一貫した使用がなされていないことに懸念を表明した。	コンサルテーション草案では、重要な概念を強調するために太字のイタリック体を使用することもあった。首尾一貫性を高め、混乱を避けるために、太字のイタリック体の使用は、フレームワークへの「準拠（in accordance）」（又は、それに類したニュアンス）を統合報告書が主張するために適用される必要のある少数の要求事項に限定された。使用の利便性のために、要求事項の要約がフレームワークの付録に示された。
どのようにして横断的（“peer-to-peer”）比較が柔軟な原則によって可能になるか	一部の回答者は、規則主義のアプローチによってのみ横断的比較が可能なのではないかとの懸念を表明した。	フレームワークは組織に対し、長期にわたる価値創造能力に影響を与える要因を特定し伝達することを推奨している。すべての地域や業種の要求を満たす国際的なフレームワークとして、そのアプローチは必然的に原則主義的となる。開示、指標及び測定に関する特定の規則を定めることは、フレームワーク開発の観点から非現実的であるだけでなく、組織に制約を課し、場合によっては財務資本の提供者に比較可能性について誤解を抱かせることになるだろう。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
		<p>組織のコミュニケーションを通じて一貫した測定方法の必要性を強調するために「原則主義アプローチ」に関するサブセクションが修正されるとともに（フレームワークの1.9-1.10項を参照）、一般報告ガイダンスに関する新たなセクション（セクション4I）が追加され、そこには、以前、内容要素「実績」に記載されていた定量的指標の特性が記載されており、組織が、比較を可能にするような主要業績指標を選定することの重要性がさらに強調されている。</p> <p>統合報告書に固有の測定方法は長期にわたって開発されることが予想される。比較可能性に関しては、以下の「質問15－その他の指導原則」の「首尾一貫性と比較可能性」のセクションにおけるさらなる議論も参照されたい。</p>
<p>フレームワーク要求事項の充足</p> <p>コンサルテーション草案の要求事項に適用が困難なものがある場合、どのようにすればすべての準拠が達成可能か。</p>	<p>一部の回答者は、すべてのフレームワークの期待に対応可能か懸念を表明した。</p> <p>一部の回答者は、理解を促すために「コンプライ・オア・エクスプレイン（comply or explain：遵守せよ、さもなければ説明せよ）」の規定を加えるべきであると考えている。</p>	<p>統合報告書におけるフレームワークへの「準拠」（又は、それに類したニュアンス）の主張を支援するために、引き続き太字のイタリック体を使用した。統合報告書は、反復的なプロセスあるいは探究であることから、その範囲及び質が長期にわたって発展することが期待される。</p> <p>方針に関する事象は原則主義のフレームワークの範囲を超えていることから、「コンプライ・オア・エクスプレイン」の基準に基づいた統合報告書の作成という要求事項は、フレームワークには追加されなかった。</p>
<p>データの利用不能性又は省略</p> <p>フレームワークでは、信頼性のあるデータが利用できない状況や競争上の障害が存在することが、重要な事象の開示を回避する理由として認められるのはなぜか。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案には非開示が許容される理由を提供する条項が含まれており、それが不適切に使用され、統合報告書の有用性が損なわれる可能性があることについて懸念を示した。</p>	<p>意図されていたのは、重要な事象は全て開示されるべきであるが、その開示や提供される情報の深度は、信頼性のあるデータが利用できる状況や競争力を弱める可能性によって決まるということだった（「質問13及び14－信頼性と完全性」の「コスト／便益」及び「競争優位」のセクションも参照のこと）。</p> <p>フレームワークの1.17項は、コンサルテーション草案の1.11項に記載されていた考え方を保持している。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
		<p>ただし、指導原則「信頼性と完全性」における関連項目は修正され、重要な事象を開示すべきだが、それらの開示の範囲、具体性の水準及び詳細さについては、信頼性のあるデータの利用可能性及び重大な競争上の障害を招く可能性を考慮に入れることになる、ということが明確化された（フレームワークの3.49-3.51項を参照のこと）。</p> <p>重要な情報が省略された場合に要求される開示が修正され、競争上の障害が存在する状況が除外された（フレームワークの1.18項を参照のこと）。</p>
<p>省略の特定及び説明は循環的であるように思われるが、その背後にある論理はどのようなものか。</p>	<p>回答者は、コンサルテーション草案1.12項が定めるように、省略を特定し説明することが必要とすることは、まさに開示できない事項そのものを開示することを組織に強制しているように思われると指摘した。</p>	<p>フレームワークの1.18項の文言では、競争上の障害を削除すると同時に、法的禁止事項によって情報開示の能力が制限される場合には、その情報の性質及び省略の理由を示すべきであることが明確になるよう修正された。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問2－他の報告書との相互関係

「1.18-1.20 項で説明される他の報告及びコミュニケーションとの相互関係に同意しますか。」

回答者の83%がこの質問に回答した。回答者の大部分(75%)が、コンサルテーション草案の1.18-1.20 項で説明された統合報告書と他の報告書との相互関係に同意するか、多少の条件付きで同意していたが、以下の点に関して著しい混乱がみられた。(i)統合報告書は、どのようにして他の報告書や開示事項と整合し、それらを参照し、又はそれらとの重複を回避するか、並びに(ii)<IR>の概念や原則は、現行の企業の報告書及びコミュニケーションに適用すべきか、別個の報告書を作成するために使用されるべきか、又はその双方かに関して混乱があった。

回答者の論点	検討事項	結論
フレームワークの目的及び統合報告書の形式		
フレームワーク及び統合報告書の目的をより明確にすることは可能か。	多くの回答者が、コンサルテーション草案の概念を現行の報告書に適用すべきか又は統合報告書に適用すべきかに関して混乱があると示唆した。	<IR>の完全な実施は、長期にわたる価値創造に関する一連のコミュニケーションに影響を与える可能性が高いものの、フレームワークは、統合報告書の作成に適用されることが意図されている。したがって、この点を明瞭にするためにフレームワークの構成が修正され、またこの点をより明確に説明するために「フレームワークの目的」のセクションが修正された（フレームワークの1.3-1.6項を参照のこと）。
他のコミュニケーションとの関係		
統合報告書は別個の独立した報告であるべきか、それとも現行の報告書の中で表示することが可能か。	<p>多くの回答者は、統合報告書は追加的な報告書なのか、またはフレームワークは、恐らくは年次報告書や法定報告書を増強するかたちで現行の報告に適用されるのかに関して懸念を表明した。回答者は、統合報告書と他の報告書（持続可能性報告書や財務報告書など）との関係の明確化を求めた。</p> <p>IIRCによる他の検討事項－統合報告書が取り得る形式として検討されたものは以下の通りである：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・独立した報告書または他の報告書の一部として指定された識別可能なコミュニケーション ・報告のための内容の索引 ・他の報告書における情報の要旨 ・他のコミュニケーションに向けたロードマップ 	<p>コンサルテーション草案1.18項及び1.20項は、セクション1E「報告書の形式及び他の情報との関係性」に含められた。同セクションでは：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合報告書の形式を「指定された識別可能なコミュニケーション」として定め、独立した報告書とするか、または他の報告書やコミュニケーションの中の識別可能で、明瞭かつアクセス可能な一部として含めるか、いずれかの形をとるとした。 ・多様なコミュニケーションの結果や配置の選択肢があることを認め、他の報告書との関係についてさらなる明確化を図った。 <p>IIRCは、今後の作業計画の一部として、以下のような特定の法域固有の文書の作成について検討する予定である：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各国の報告書作成状況を勘案した、統合報告書に至るための経路を表示した文書 ・統合報告書の比較可能性及び信頼性を支える、適切な参照資料、基準及び測定方法

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問3－オンラインデータベース

「IIRC が、確立した報告基準設定主体その他により開発された指標や測定方法についての信頼ある情報源に関するオンラインデータベースを作成する場合、何を参照すべきですか。」

回答者の73%がこの質問に回答し、多くの回答者(90%)が指標や測定方法についての信頼ある情報源を示したのに対して、一部の回答者は、IIRCが信頼ある<IR>のデータベースを作成すべきかどうかについて懸念を表明した。

回答者は、組み入れるべき対象として合計118の異なる情報源を示したが、グローバル・レポーティング・イニシアティブ(GRI)と国際会計基準審議会(IASB)の二つが最も多く挙げられた。フレームワークまたは基準設定主体で(提言の23%を占めた)、国際会計士連盟(IFAC)、カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト、温室効果ガス・プロトコルがそれに次いだ。

回答者の論点	検討事項	結論
オンラインデータベース		
<p>IIRCが指標や測定方法についての信頼ある情報源に関するオンラインデータベースを作成するのは適切か。</p>	<p>一部の回答者は、IIRCがそうしたデータベースを作成した場合、特定の指標や測定方法を支持しているように思われるのではないかと懸念を表明した。意図したことではないにもかかわらず、組織がそのリストの使用を強制されていると受け止める可能性がある。</p> <p>IIRCの他の検討事項より魅力的な選択肢として、コンサルテーション草案の内容要素「実績」の4.31項に記載された定量的指標の特性のような、どのようなものが「適切な指標」に該当するか原則に関するガイダンスを提供することが考えられる。</p>	<p>IIRCは現段階で、指標や測定方法についての信頼ある情報源に関するデータベースを作成していない。しかしながら、全般的報告ガイダンスがフレームワークのセクション4IIに記載されており、また、コンサルテーション草案の内容要素「実績」に記載されていた定量的指標の特性に関するガイダンスが新たなセクションに記載されており、作成者による適切な指標の選択を支援している(フレームワーク4.53項を参照)。さらに、フレームワークは、使用された測定方法を統合報告書で開示することを要求している(フレームワーク4.47-4.48項を参照)。</p> <p>IIRCは、今後の作業計画の一部として、指標や測定方法についての信頼ある情報源に関するデータベースの開発について検討する予定である。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問4－第1章に関するその他のコメント

「第1章に関するその他のコメントの提供をお願いします。」

回答者の57%がフィードバックを提供し、その44%が統合報告書の利用者に集中した。一部の回答者は、財務資本の提供者が多様であることを指摘したうえで、長期投資家に焦点を合わせることを提案した。他の回答者は、投資家が論理的な出発点になると捉えながらも、長期的にはステークホルダーと投資家の利害関係が一致することから、利用者をすべてのステークホルダーに広げるべきだとした。さらに別の回答者は、最初から全ステークホルダーのアプローチをとり、財務報告書と持続可能性報告書を一つの報告書に統合することを要求した。フレームワークにおける統合思考の概念の強化を強く促す回答者もあった。

少数の回答者は、情報の省略に関連すると考えられる規定に関する懸念を表明した。様々な質問に対する回答に含まれるこの論点に関する懸念については、「質問13及び14－信頼性と完全性」で検討されている（「コスト／便益」及び「競争優位」のセクションを参照）。

回答者の論点	検討事項	結論
利用者 統合報告書の焦点が全てのステークホルダーになっていないのはなぜか。	一部の回答者は、統合報告書の主たる利用者として財務資本の提供者に焦点を合わせるのは、統合報告書の焦点が狭すぎるとして、他のステークホルダーにとっての情報の必要性をより重視すべきであると考えた。	コンサルテーション草案の「利用者」のセクションは、フレームワークのセクション1C「統合報告書の目的と利用者」へと修正され、統合報告書の主たる目的は、財務資本の提供者に対し、組織が長期にわたりどのように価値を創造するかについて説明することであるとされた。また同セクションでは、統合報告書が、組織の価値創造能力に関心を持つ全てのステークホルダーにとって有益であることを明確に認識した（フレームワークの1.7-1.8項を参照）。 「結論の基礎」における利用者に関するさらなる議論も参照のこと。
統合思考 統合思考の概念をもっと重視することができるか。	少数の回答者は、フレームワークでは統合思考の概念をもっと重視すべきであると考えた。	統合思考は、<IR>の中核的概念として、フレームワークの冒頭部に新たに追加されたセクション「統合報告について」において、顕著に取り上げられている。それによって、そうした背景情報が報告書の作成に関するガイダンスから区別されている。「用語一覧」における<IR>の定義では、<IR>の基礎に組織の統合思考があることが認識されている。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問5及び6－資本

「本フレームワークは、資本を6つに分類して説明している(2.17項)。組織は、統合報告書作成の際にこれらの分類をベンチマークとして使用する(2.19-2.21項)。また、どの資本に関しても重要性を有しないと判断した場合、その理由を開示すべきである(4.5項)。

- ・このような資本へのアプローチに同意しますか。同意する／同意しない場合、その理由も説明してください。
- ・セクション2Bに関するその他のコメントの提供をお願いします。」

資本に対するコンサルテーション草案のアプローチは強く支持された。回答者の86%以上が質問5に回答し、その内71%が多少の限定付きで資本に対するこのアプローチに同意し、さらに19%がコンサルテーション草案のアプローチを支持した。主な懸念事項は、コンサルテーション草案セクション2Bにおける資本へのアプローチと用語の不明瞭さ、フレームワークがどの程度規範的であるべきか、実施上の問題点などであった。

回答者の論点	検討事項	結論
<p>資本の分類</p> <p>資本の分類や説明は十分に明確か。</p>	<p>一部の回答者は、様々な資本間の境界及び相互関係に関するコンサルテーション草案の明確性について疑問を表明した。その中には以下の点に関する懸念が含まれている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルテーション草案に十分な具体性、ガイダンス及び事例が含まれているか。 ・特定された資本は正確なものか。 ・それぞれの資本は正確に説明されているか（特に知的資本）。 ・図4は分類のために有用か。 <p>資本の分類や説明をどのように変更すべきかに関していくつかの提案がなされたが、それらは極めて多様であり、全般的な支持を集めた提案はないように思われた。</p> <p>また、様々な資本間のトレード・オフの取り扱い方法に関する疑問が提起された（以下の「質問16－内容要素」の「追加的な開示要求事項」のセクションを参照）。</p>	<p>原則主義のフレームワークとしては、具体性の水準、ガイダンス及び事例は適切であると考えられ、特に、資本モデルが果たす役割を踏まえた場合にはそう言える（次の「資本に関する報告」のセクションを参照のこと）。しかしながら、IIRCの今後の技術的な作業計画の一部として、さらなるガイダンスと事例を策定することが検討されている。</p> <p>資本の分類はフレームワークにおいても変更されなかった。しかしながら、資本の説明に対して部分的な変更が加えられた。その内最も重要なものは、「組織が構築したブランド及び評判に関連する無形資産」が知的資本から社会・関係資本に再分類されたことである。</p> <p>コンサルテーション草案の図4は削除された。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
「資本」という用語は適切か。	多くの回答者が、「資本」という用語を「資源及び関係」又はそれに類した用語で置き換えることを提案した。	「資本」という用語は変更されなかったが、その理由は、財務資本に限らずすべての資本が、長期にわたり構築又は削減され、かつ、将来にわたって便益の流れを生み出し続けるためには少なくとも維持しなければならない価値の蓄積であることを強調するためである。
資本に関する報告		
フレームワークは資本に関してより規範的なものであるべきか。	回答者は、コンサルテーション草案セクション2Bにおける資本の役割に関する説明内容（柔軟なアプローチを示唆）と、コンサルテーション草案4.5項における、「組織特有の状況により、組織がフレームワークの中で特定された資本につき重要性を有しないと判断した場合、その理由」を開示することの要求（厳格な又は規範的なアプローチを示唆）との間に一見、矛盾があることに困惑したようである。	フレームワークが、フレームワークで特定された分類を採用すること、及び資本の方針に沿って構成することを要求していないという事実が、フレームワークのセクション2Cの修正（コンサルテーション草案における以前のセクション2B）で強調された。以下の質問16の要約において言及されているように、重要性を有しない資本を開示するというコンサルテーション草案4.5項の要求は削除された。
資本の金額評価又はその他の定量化が必要か。	一部の回答者は、資本に関する指標の作成、並びに資本の定量化及び金銭（的）価値化の（付与に関連する）困難性を指摘した。	フレームワークが定量化または金額評価を要求しないという事実を、フレームワーク1.11項で強調した。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問7及び8－ビジネスモデル

「ビジネスモデルは、短、中、長期の価値創造を目的に、組織によって選択されたインプット、事業活動、アウトプット及びアウトカムに関するシステムと定義される(2.26項)。この定義に同意しますか。同意する／同意しない場合、その理由も説明してください。

アウトカムは、組織の事業活動とアウトプットの結果としてもたらされる資本の内部的及び外部的影響(正と負の両面について)と定義される(2.35-2.36項)。この定義に同意しますか。同意する／同意しない場合、その理由も説明してください。」

質問7及び8に対して、回答者のそれぞれ76%及び72%が回答した。回答者の約70%が、フレームワークで提案されたビジネスモデルの定義に全面的に同意するか(48%)、多少の条件付きで同意した(21%)。

回答者の論点	検討事項	結論
ビジネスモデルの定義		
一般に受け入れられた定義が既に存在するのに、ビジネスモデルの新たな定義が作成されたのはなぜか。	一部の回答者は、他の様々な定義を引用しながら、コンサルテーション草案においてビジネスモデルの新たな定義が作成されたことを懸念した。	他に定義が存在するものの、そのどれもが普及していないと思われる。「基礎概念」において説明されている相互関係を認識するためにビジネスモデルの定義が修正されたが、その定義自体に複数のビジネスモデルを含むかについて認識することは不要であると判断された。しかしながら、フレームワークは内容要素のガイダンスにおいて引き続き、複数のビジネスモデルについて検討する（フレームワーク4.21-4.22項を参照）。 修正後の定義は、「基礎概念」において説明されている戦略的目的及び相互関係に言及しており、したがって、公的セクター及び非営利組織が、必要に応じて調整を加えて、適用することもできる。このことはフレームワーク1.4項で認識されている。
組織が複数のビジネスモデルを有しているような事例も包含するようなビジネスモデルの定義を精密化できるか。	何人かの回答者は、この定義において複数のビジネスモデルの可能性を認識することを求めた。	
フレームワークのビジネスモデルの定義はあらゆる種類の組織に適用できるか。	一部の回答者は、この定義が必ずしもあらゆる種類の組織に適用できないことについて懸念を表明した。	

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
<p>アウトカム</p> <p>「アウトカム」をビジネスモデルの要素の一つに含めるべきか。</p>	<p>一部の回答者は、アウトカムは組織のビジネスモデルの結果（または影響）であると指摘して、「アウトカム」という用語をビジネスモデルの定義に含めることは不適切であるとする懸念を表明した。また、組織が客観的にアウトカムを測定する能力も理想主義的だとみなされた。事業活動のアウトカムは、価値の創造や減少にとって極めて重要であることから、組織によって検討されるべきである。</p>	<p><IR>の不可欠な構成要素として、ビジネスモデルの議論にアウトカムを含めることは変更されなかった。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問9ービジネスモデルに関するその他の課題

「セクション2C又は本フレームワークの内容要素の章に含まれるビジネスモデルに関する開示要求事項及び関連ガイダンスに関して、その他のコメントの提供をお願いします(セクション4E参照)。」

フィードバックを提供した回答者は38%にとどまった。これは、質問7及び8への回答が既に重要な分野をカバーしていたためである。コメントは、ビジネスモデルに関連する一連の論点を取り上げており、多くの場合、さらなる明確化を求めるものだった。特に、回答者は、ビジネスモデルが基礎概念及び内容要素のどちらにも登場していることに困惑した。とりわけ、「基礎概念」の章におけるビジネスモデルの検討事項の取り扱い、ビジネスモデルの「作用(workings)」を説明すると同時に、内容に関連するガイダンスを提供していたため、混乱を招くと受け止められた。

回答者の論点	検討事項	結論
ビジネスモデルのレジリエンス(変化への対応力)		
ビジネスモデルのレジリエンスに関する報告は有用な開示をもたらすか。	回答者は、ビジネスモデルのレジリエンスに関する開示は、商業上の機密情報を明かすことを促すものであるとしてこれに反対した。他の回答者は、この主題に特有の不確実性、とりわけ長期的な不確実性を指摘した。回答者の中には、他の内容要素（特に、「外部環境」「リスクと機会」「戦略」と「見通し」）によって既に提供されている情報が、レジリエンスの評価に必要な情報をもたらすはずであると考えるものもあった。さらに、「レジリエンス」という用語は、財務報告や監査における「継続企業」の概念と重なるため問題があるとの懸念もあった。	以上のような懸念に基づき、内容要素「ビジネスモデル」が修正され、ビジネスモデルがどの程度のレジリエンスを有するかの開示の要求事項が削除された（フレームワーク4.10項を参照）。
複数のビジネスモデル		
現状、コーポレートレベルの開示に重点が置かれていることにより、作成者が根本的なビジネスモデルを無視する結果にならないか。	一部の回答者は、「コーポレート本部」が存在する場合の統合報告書におけるビジネスモデルの取り扱いに関するコンサルテーション草案4.25項が原因で、組織が多様な部門に関わる複合的なビジネスモデルを見落とす可能性があることを懸念した。これにより、一定の重大なリスクが十分に対処されない恐れがある。	フレームワークにおける複数のビジネスモデルに関する議論が明確化され、一定の状況では、個々の投資のビジネスモデルではなく投資管理のビジネスモデルに焦点を合わせる場合があることが認識されている。コンサルテーション草案4.25項が修正された（フレームワーク4.21-4.22項を参照）。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
他の内容要素との関係		
<p>ビジネスモデルは戦略や他の内容要素とどのような関係にあるか。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案においてビジネスモデルと戦略が相互にどのような関係にあるかについて疑問を表明し、戦略がビジネスモデルから導き出されることをより強調することを求めた。</p>	<p>ビジネスモデルの概念と他の内容要素との対応づけをより明確にするためにフレームワークが修正された。フレームワークのセクション2D「価値創造プロセス」を修正して、それぞれの内容要素を際立たせるとともに、添付した概念図を通じて論理的な道筋をたどって理解できるようにした。</p>
資本との関係		
<p>ビジネスモデルが資本をどのように利用し、資本にいかなる影響を与えるかに関する報告について、フレームワークで明確化できるか。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案においては第2章と第4章の両方で、資本と関連させてビジネスモデルの報告について議論しているため混乱する旨指摘した。</p>	<p>重複をできるだけ避け、フレームワークの構成をより論理的にするために、ビジネスモデル及び資本についての報告に関係する全ての内容関連のガイダンスを1つの章に限定した（フレームワーク第4章参照）。 IIRCは、今後の作業計画の一部としてガイダンスの追加を予定している。</p>
静的な内容		
<p>静的なビジネスモデルに関する報告は、簡潔性という指導原則に矛盾するのではないか。</p>	<p>回答者は、ビジネスモデルは長期にわたり比較的静的であることが多く、統合報告書の発表のたびに繰り返されることになりかねないと指摘した。また回答者は、コンサルテーション草案5.38項において、静的な情報はウェブサイトに掲載した上で、統合報告書でそれを参照することが適切と思われることを踏まえ、「簡潔性」の指導原則との間に矛盾がある可能性も問題視した。 IIRCの他の検討事項—ビジネスモデルの議論を期間ごとに変化する事項のみに限定した場合、閲覧者にとって組織の評価の妨げになる可能性がある。</p>	<p>ビジネスモデルは価値創造プロセスの中核をなすため、その議論は、戦略、リスクと機会、資本及び価値創造の観点から重要な背景情報を提供する。 したがって、前回の報告書から変化していない場合であってもビジネスモデルの議論を提供するという要求は、フレームワークでも変更されなかった。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
<p>図表</p> <p>図2は必要か。また図3の位置を変え、もっと明確に説明することはできないか。</p>	<p>一部の回答者は、二つの図表が混乱を招き、また、コンサルテーション草案のガイダンスと矛盾するのではないかと懸念を表明した。</p>	<p>図2は、組織とその外部環境及び資本との相互関係を示すことを目的とするものであった。それを受けて図3は、主要なビジネスモデルの相互関係を含め、組織の価値創造プロセスまで掘り下げるものであった。図3と総合的なビジネスモデルの議論の間に3ページの隔たりのあることが、非論理的な順序につながった。</p> <p>価値創造プロセス及びビジネスモデルの相互関係をより効果的に説明するために第2章を再構成した。</p> <p>コンサルテーション草案の図2を削除するとともに、組織の循環的活動を示すためにコンサルテーション草案の図3を修正し、フレームワークにおけるその位置を移動した（フレームワークの図2参照）。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問10－第2章に関するその他のコメント

「第2章に関するその他のコメントの提供をお願いします。」

コメントを提供した回答者は50%に満たなかった。それらのコメントの中には、第2章の基礎概念の内容、構成及び順序に関連するものがあつた他、修正の提案もあつた：

- ・セクション2B「資本」に関して提供されたコメントは、上記の質問5及び6においてまとめて検討されている。
 - ・セクション2C「ビジネスモデル」に関するコメントは、上記の質問7及び8並びに質問9において検討されている。
 - ・コメントのほぼ70%がセクション2D「価値創造」に集中し、価値や価値創造の意味、価値創造に関連する統合報告書の利用者、及びその適用に関するより明確なガイダンスの必要性(特に測定に関して)に関する懸念を示した。
- 価値／価値創造及び資本に関連する論点は、「結論の基礎」でもより詳細に検討されている。

回答者の論点	検討事項	結論
第2章の構成		
第2章の構成及び順序は適切か。	一部の回答者は、(i)価値創造の概念は資本の前に取り上げるべきである、また(ii)ビジネスモデルに関するセクションは内容要素「ビジネスモデル」に組み入れるか、その内容を当該内容要素に統合すべきである、という点を含め、コンサルテーション草案の第2章の構成及び順序が適切かどうかを問題にした。	フレームワークでは、第2章の構成が変更された。現在の第2章は、短いイントロダクションの後、価値創造の概念に次いで資本の概念を説明している。そして、最後に価値創造プロセスを説明しているが、そこには第4章の内容要素へのリンクが含まれている。ビジネスモデルのセクションは削除され、現在、その内容は第4章の内容要素「ビジネスモデル」又はフレームワークのセクション2Dにおける価値創造プロセスの説明に含んでいる。
価値及び価値創造の定義		
価値又は価値創造の定義は必要か。	回答者は以下の点に関して混乱がある旨表明した： <ul style="list-style-type: none"> ・価値及び価値創造とは何か。 ・誰のための価値か。 ・統合報告書の利用者は誰か（下記の質問11及び2で取り上げる）。 ・価値の定義は必要か。必要な場合、どう定義すべきか。 	価値は定義されていないものの（さらなる詳細については「結論の基礎」参照）、フレームワークでは修正がなされ、2.4-2.9項では、組織によって創造される価値は、(a)資本の増加、減少又は変化として顕在化すること、及び(b)以下の両者のために創造される価値という、相互に関連する二つの側面を有することが述べられている： <ul style="list-style-type: none"> ・組織それ自体（財務資本の提供者への財務リターンを可能にする）

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 価値は資本とどのように関連しているか。 <p>IIRCの他の検討事項－価値の概念へのアプローチには、以下のようにいくつかのものがあり得る：</p> <p>全ての資本の総計。このアプローチは既にフレームワークの各所で見られ、アウトカム の概念と整合している。資本は「価値の蓄積」と定義されているため、論理が堂々巡りとなるリスクがある。</p> <p>組織によって捉えられる価値。このアプローチでは、組織が恩恵を受けられる価値の「部分」を認識する。この価値は、評判の改善、画期的製品の創造、熟練した従業員、あるいは強化されたキャッシュフローなどの形で捉えられることがある。</p> <p>組織の市場価値／キャッシュフロー。このアプローチは特に利益志向の民間企業に関連している。</p> <p>二重の構成要素。このアプローチには次のものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織にとっての価値。これにより、市場価値／キャッシュフローの形態をとった、財務資本の提供者へのフローが可能になる。 ・ 社会／ステークホルダー全体にとっての価値。 <p>組織の目標の順調な達成。このアプローチには、組織にとって適切な場合、出資の創出又は獲得が含まれるものの、その範囲はより広い。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ それ以外の者（すなわち、ステークホルダー及び社会全体） <p>フレームワーク2.4項の説明に基づく価値創造の定義が「用語一覧」に取り入れられた。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
	<p>組織固有の価値。このアプローチには、組織に対して自身の解釈による「価値」を定義し、若しくはその解釈を説明すること、又はその主要なステークホルダーが価値とみなすものを反映することを要求することが含まれる。</p>	
<p>報告上の偏りを防ぐために価値創造だけでなく価値減少について明示的に言及することがフレームワーク上なされていないのはなぜか。</p>	<p>一部の回答者は、フレームワーク上、価値減少に焦点があてられていないように思われ、その結果、作成者が減少に関連する事象を省略して、偏った報告がなされるのではないかと懸念を表明した。</p>	<p>コンサルテーション草案2.16項は、「価値創造」への言及には価値の減少又は毀損も含まれると述べている。コンサルテーション草案では、簡潔性のために、価値創造に触れるたびに「減少」という用語を繰り返すことはしなかった。しかしながら、回答者のフィードバックからすれば、2.16項の説明はあまり目立たなかった。フレームワークでは、使用される価値創造という用語には、価値が維持される場合及び価値が減少する場合が含まれるという事実が一層強調されている（フレームワーク1.6項を参照）。</p>
<p>価値創造の測定</p>		
<p>価値創造と関連する測定の役割について明確化することは可能か。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案では価値／価値創造における測定の役割が明確でないことへの懸念を表明した。</p>	<p>フレームワークでは、価値創造の測定は必要でない（多くの場合、不可能である）ものの、実行可能かつ適切な場合は常に、定量的指標が統合報告書に含まれることを明確にしている（フレームワーク1.11項を参照）。また、定量的情報と定性的情報を組み合わせることの重要性は、フレームワークにおける1.11項からセクション3B「情報の結合性」の3.8項へのリンクによっても強調されている。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問11及び12－重要性と簡潔性

「重要性は、報告書の主たる想定利用者からの評価を参照することによって決定される(3.23-3.24項)。報告書の主たる想定利用者は財務資本の提供者である(1.6-1.8項)。

このような重要性に関するアプローチに同意しますか。同意しない場合、どのように変更しますか。

セクション3D又は重要性決定プロセス(セクション5B)に関して、その他のコメントの提供をお願いします。」

質問11及び12に回答した回答者はそれぞれ80%及び52%で、その内55%の回答者が、提案されたアプローチに同意するとともに、(i)財務資本の提供者に主な焦点を合わせる事、(ii)簡潔性の重視、(iii)経営陣の視点を通したコミュニケーションへの着目、及び(iv)フレームワークの他の概念との結合を支持した。このアプローチに対する反対者(39%)は、「重要性」という用語それ自体の使用に同意しないか、又はこのアプローチは、(i)社会や環境全体にとっての利害を無視している、(ii)既に使用されている重要性の定義と整合しない、若しくは(iii)重要性に関連する一連の論点に関して詳細な情報を十分に提供していないと考えた。

回答者の論点	検討事項	結論
重要性の定義		
<p>「重要性」という用語は適切か。</p>	<p>「重要性」という用語の使用を疑問視する回答があり、その異議を裏付ける様々な論拠が挙げられた。その中には以下のものが含まれる：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 規制的な意味合いを持つ。 ・ 定義の幅を増やすことになる。 ・ 既存の定義と矛盾する。 ・ 報告の内容を定めるという、フレームワークの付託範囲を超える。 ・ 定量化の必要性を示唆する。 ・ リスク管理と重要性を混同する。 ・ 陳腐化した用語を維持することになる。 <p>IIRCの他の検討事項－情報を定量化する必要性が示唆されるという点について言えば、フレームワークは既に次のような説明を行っている：「事象の影響の大きさを評価するということは、その影響を定量化する必要があるということの意味するものではない」</p>	<p>回答者にとっては、重要性 (materiality) の概念について一般的な基礎原則として適用するよりも、自身になじみのある特定の主題に適用する方が受け入れやすいようだった。他の用語 (例えば、「関連性のある (relevant)」、「重大な (significant)」、「重要な (important)」、「最優先する (high priority) 」) も検討されたが、そうした用語は統合報告書の作成にとって有意義な原則をもたらすものではなかった。</p> <p>一部の回答者が示した懸念にもかかわらず、重要性の概念の背後にある諸原則は、報告の関係者に十分に理解されているはずであることから、「重要性 (materiality) 」という用語は変更されなかった。</p> <p>「結論の基礎」におけるさらなる議論も参照のこと。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
<p>重要性の定義において「上級経営陣」という用語を使用するのは適切か。</p>	<p>一部の回答者は、以下のような点を踏まえ、重要性の定義に「上級経営陣」という用語を含めることを疑問視した：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンサルテーション草案の他の部分で、統合報告書に責任を負う者が特定されている。 ・上級経営陣以外の人物も、統合報告書に資する知見及び専門知識を有している可能性がある。 	<p>「上級経営陣」という用語が重要性の定義から削除され、修正された「重要な／重要性」の定義がフレームワークの用語一覧に組み入れられた。</p>
<p>利用者</p>		
<p>重要性の定義が財務資本の提供者に焦点を合わせているのはなぜか。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案が主に財務資本の提供者に焦点を合わせているために、以下のような事態が生じていることへの懸念を表明した：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他のステークホルダーの利害及び情報の必要性が無視されている。 ・財務資本が他のすべての形態の資本よりも優先される。 ・財務資本の提供者が知るべき事項ではなく、知りたい事項が開示される。 	<p>統合報告書の目的が、組織の長期にわたる価値創造能力を伝達することであることを踏まえ、以下のように、重要性の定義を、利用者ではなく組織自体の価値創造と関連付けた：</p> <p>事象が重要であるのは、当該事象が組織の短、中、長期的な価値創造能力に実質的な影響を与える可能性がある場合である。</p> <p>「結論の基礎」におけるさらなる議論も参照のこと。</p>
<p>簡潔の定義</p>		
<p>フレームワークで「簡潔 (concise)」を定義するとともに、簡潔性と完全性を調和させるさらなるガイダンスを提供することは可能か。</p>	<p>多くの回答者が、簡潔性が何を意味するかについて疑問を感じ、少数の回答者は、フレームワークで「簡潔」を定義することを特に求めた。回答者は、「重要性を有する (materiality) 事象の優先付け」に関するコンサルテーション草案5.12項の文言が、完全性ではなく簡潔性が重要性の決定プロセスを左右する要因となることを示唆すること懸念した。</p>	<p>コンサルテーション草案は、組織に対して重要な情報を全て開示すること（完全性）を促す一方、それを可能な限り簡潔に行うことを求めるものであり、完全性が簡潔性に従属するよう推測されることを意図したものではない。</p> <p>フレームワークでは、「簡潔」又は「簡潔性」という用語の定義は行わず（特に、文書の長さと言及して）、この指導原則の意図を述べ、簡潔性を達成するための包括的なガイダンスを示している（フレームワーク3.37-3.38項を参照）。</p> <p>重要性を有する (materiality) 事象の優先付けは、フレームワークでは削除されている。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
構成		
<p>重要性及び簡潔性は二つの指導原則に分割すべきか。</p>	<p>回答者は、指導原則を二つの指導原則に分割することを求めてはいなかったものの、簡潔性の要素の適用に関する関心の程度、及び簡潔性の意味をさらに詳述する必要性は検討の余地があった。</p>	<p>簡潔性は、重要性の決定プロセスのみに関連するものではないことから、それら二つの原則を切り離して別個の指導原則とした。それらは、フレームワークのセクション3D「重要性」及びセクション3E「簡潔性」にそれぞれ反映されている。</p>
図表		
<p>図6は必要か。</p>	<p>一部の回答者は、図6の適切性について懸念を表明し、同図がリスク管理をより正確に反映しており、その解説文章を明確にするわけではなくむしろ混乱すると述べた。</p> <p>IIRCの他の検討事項一同図の修正版は別のガイダンス文書に置いた方がより適切で、より包括的に説明される可能性がある。</p>	<p>回答者が懸念するように、コンサルテーション草案の図6は、フレームワークの内容を例示又は明確化するという目的を果たしていない。したがって、図6は削除された。また図5も、本文の繰り返しにすぎないことから削除された。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問13及び14－信頼性と完全性

「信頼性は、強固な内部報告システムや適切なステークホルダー・エンゲージメント、独立した外部保証などのメカニズムによって高められる。

- ・統合報告書の信頼性はどのように示されるべきですか。
- ・セクション3Eに関して、その他のコメントの提供をお願いします。」

73%の回答者が質問13に関するコメントを提供した。回答者の過半数(65%)が、独立した外部保証が信頼性を確保するための根源的なメカニズムであると捉えた。また一部の回答者は、信頼性を示すための手段としてガバナンス責任者の関与を挙げた(下記の「質問17及び18－ガバナンス責任者の関与」も参照のこと)。

回答者の論点	検討事項	結論
信頼性		
コンサルテーション草案はなぜ、財務報告の基準設定主体の用語と一致させるために「表現の忠実性」などの用語を使用しなかったのか。	多くの回答者は、コンサルテーション草案における「信頼性」及び「バランス」の使用がIASB（国際会計基準審議会）及びその他の基準書における用語や定義（例えば、「表現の忠実性」）と整合していないことを懸念した。	「信頼性」及び「バランス」という用語は、変更されなかった。しかしながら、「信頼性はしばしば『忠実な表現』と呼ばれる」という括弧を用いた付記をフレームワーク3.40項に付け加えた。
保証に関するガイダンスを提供することは可能か。	多くの回答者は、信頼性を高めるメカニズムの1つとして、保証に関するガイダンスが必要と感じた。	信頼性との関連性を考慮して、セクション3F「信頼性と完全性」において内部監査又は類似の機能への言及を付け加える一方、外部保証への言及は変更されなかった（フレームワーク3.40項を参照）。ただし、フレームワークは報告書作成のフレームワークであることから、保証のガイダンスはフレームワーク自体の対象範囲外とみなすとともに、コンサルテーション草案5.20-5.21項を削除した。 統合報告書に対する外部保証に係る保証方法は、適切な保証基準設定主体が策定すべきものである。したがって、IIRCは保証基準設定主体とより一層協力していく意向である。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
完全性－コスト／便益		
<p>コストは、統合報告書において重要性のある事象を開示しない正当な理由であるか。</p>	<p>一部の回答者は、コンサルテーション草案は、コストに基づき、重要性のある事象の一部の開示を回避する規定を設けているようにみえることについて懸念を表明した。</p> <p>IIRCが検討した他の事項－コンサルテーション草案3.40項は、重要性のある事象に関する重要な情報が統合報告書に含まれない場合、報告書の利用者は、他の情報源から当該情報を取得するためにコストを負担するか、当該情報の不足が原因で最適ではない決定を行うことになる可能性がある、と述べている。</p>	<p>コンサルテーション草案3.40項は、ガイダンスというよりも論拠に関連していることから、フレームワークから除外された。コンサルテーション草案3.41項に示された、ビジネスを実践する際の中核となる情報の重要度に関する考え方は変更せず、わずかな修正を加えて（フレームワーク3.49項を参照）、そうしたビジネスの側面に焦点を合わせるために同項の順序が変更された。</p>
完全性－競争優位		
<p>事業戦略に関する開示との関連性を含め、競争優位に関する懸念が重要性のある事象を開示しない正当な理由となるような状況をフレームワークで明確にすることは可能か。</p>	<p>多くの回答者は、コンサルテーション草案は、競争優位に基づき、重要性のある事象の一部の開示を回避する条項を設けているようにみえることを懸念した。他の回答者は、コンサルテーション草案に基づいて要求される商業上の機密情報の開示によって競争優位が失われること、及び組織が事業戦略の開示に慎重になる傾向が見込まれることを懸念した。</p> <p>IIRCが検討した他の事項－コンサルテーション草案3.42項は、そうした制約を明確に認識しており、以下のように述べている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織は、競争優位に重大な害を及ぼす情報を開示することは期待されていない。 ・商業的な機密性という理由を不当に用いて開示を避けるべきではない。 	<p>3.42-3.44項のほとんどは、統合報告書の作成に関するガイダンスというよりも論拠に関連していることから、そうした記述はフレームワークのサブセクション「競争優位」から削除された（3.51項を参照）。それ以外の文章は、重要性のある事象の省略と対比して重要情報（すなわち、除外される可能性のある重要性のある事象の側面）の開示に焦点を合わせるために修正された。組織は、いつ報告書で情報を公表すべきかを通常の業務過程の中で決定する。例えば組織は、大規模な買収又は譲渡に係る交渉の最中にある場合、特定の情報を公表するのが適切であると判断する時点までは、当該情報を統合報告書に記載しないであろう。ただし、統合報告書における戦略の開示には、特定の分野における買収を通じて事業の特定側面の成長を図る意図に関する開示は含まれるであろう。</p> <p>「結論の基礎」の「法的責任及び競争上の障害」に関するセクションにおけるさらなる議論を参照のこと。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
	<p>コンサルテーション草案3.43項は、この原則が、多くの組織が戦略目標及び戦略を議論するアナリストコールにおいて既に導入されていることを認識している。</p> <p>3.44項は、多くの場合、戦略に関する情報は既に市場に知られており、それゆえ競合者にも利用可能であるため、真の競争優位はその戦略自体にではなく、戦略がどのように実践されるか（例えば、用いられるプロセス及び実務の効果と効率性など）にある場合が多い、と述べている。</p>	

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問15—その他の指導原則

「上記の回答の中で言及されていない第3章に関するその他のコメントの提供をお願いします。」

回答者の約40%が質問15に答えてコメントを提供したが、中には、別個に質問がなされている他の2つの指導原則(すなわち、「重要性と簡潔性」及び「信頼性と完全性」)に関するコメントをここに含めた回答者もあった。一部の回答者は、コンサルテーション草案は新たな指導原則を作成するよりも、既存のフレームワークに含まれる指導原則との整合を図るべきであると考えていた。また、指導原則と内容要素の間に重複があるとする見方もあり、両者の区別について一部に混乱もみられた。コメントの3分の1は「戦略的焦点と将来志向」についての懸念に関連していた。

回答者の論点	検討事項	結論
全般的事項		
指導原則が他のフレームワークの指導原則との整合を図ろうとしていないのはなぜか。	多くの回答者が、コンサルテーション草案が他のフレームワークとの整合を図るよりも新たな一連の指導原則を作成した理由に疑問を感じた。一部の回答者は具体的に、GRIのサステナビリティ報告書のフレームワークを、指導原則が整合を図るべき対象であると捉えた。	指導原則は、統合報告書の作成に関する一般的原則を提供することを意図したものである。他のフレームワークはこうした明確な焦点を共有していない。コンサルテーション草案及びフレームワークの3.1項は共に、指導原則は、報告書の内容及び情報の表示方法に関する情報を提供することによって、統合報告書の作成の基礎を提供する、と述べている。したがって、統合報告書の作成に関する指導原則は変更されなかった。
<ul style="list-style-type: none"> 用語の使用は、要求事項や概念の識別という点で一貫しているか。 用語は、相対語(例えば、「基礎(fundamental)」、「極端な(extreme)」、「主要な(key)」、「極めて重要な(critical)」、「重要な(important)」)に関して適切と言えるか。 	<p>一部の事例において、回答者は、フレームワークの要素が要求されているのか、任意なのか、それとも単にガイダンスとして提供されているのかの判断に困難を感じたと表明した。一部の回答者は、フレームワークの一部のセクションで使用されている命令を表す動詞は要求事項を意味すると考えた。</p> <p>また、一部の回答者は、相対語(例えば、「fundamental」、「extreme」、「key」、「critical」、「important」)の使用に関して疑問を感じた。そうした語は、実務上どのような意味を持つかについて、他の分野(例えば、国際財務報告基準)で大きな議論を引き起こしたものである。</p>	(i)義務的な開示と任意的な開示をより明確に区別するために、また(ii)相対語の使用を減らすためにフレームワークの文言が修正された。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
回答者による指導原則の提案		
<p>以下に関する指導原則を追加すべきか：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スチュワードシップ ・ 測定可能性 ・ 透明性と利用可能性 	<p>回答者は、以下のような理由を挙げて、それらの追加的な指導原則又はそうした事象に関するさらなる明確化を推奨した：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コーポレート・スチュワードシップは組織の長期的な価値創造において重要な役割を果たし、そうした指導原則は統合報告書の内容を周知するのに役立つ可能性があるため、スチュワードシップを追加すべきである。 ・ フレームワークでは、主要業績指標の重要性をもっと明瞭に強調することが必要であり、測定可能性に関する指導原則があればそれが強化されるであろう。 ・ 透明性と利用可能性はより上位の原則であり、指導原則として別個に掲げるべきである。「簡潔性」と「完全性」は、実際には情報の透明性と利用可能性を達成するための手段である。 	<p>コンサルテーション草案3.20-3.21項には、指導原則「ステークホルダー対応性」の1つの側面としてスチュワードシップが既に含まれている。したがってフレームワークでは、スチュワードシップについては、現行の指導原則（フレームワークのセクション3C参照）に含めて変更せず、別の指導原則を追加はしなかった。主要業績指標（KPI）の重要性は、「結論の基礎」における「測定とKPI」に関するセクションで議論されているように、別の指導原則を追加することなく強調された。コンサルテーション草案の指導原則「ステークホルダー対応性」に含まれる3.16項及び3.20-3.21項は、透明性と利用可能性の概念に触れている。また、完全性及び簡潔性は、それぞれ透明性及び利用可能性の達成手段であるという点で、透明性とアクセス可能性の概念は指導原則「完全性と簡潔性」に内在している。これらの手段を別にすれば、それらの概念の達成は、経営陣の誠実性に著しく左右される。透明性と利用可能性の概念は現行の指導原則に内在していることから、指導原則「透明性と利用可能性」を別個に追加することはしなかった。</p>
戦略的焦点と将来志向		
<p>指導原則「戦略的焦点と将来志向」と内容要素「戦略と資源配分」及び「将来の見通し」との間に重複があるのではないか。</p>	<p>一部の回答者は、指導原則「戦略的焦点と将来志向」が、どんな点で内容要素「戦略と資源配分」及び「将来の見通し」と異なるのかに関して混乱を示した。</p>	<p>この指導原則及びコンサルテーション草案3.3項の説明文章は、変更されなかった（フレームワークのセクション3A及び3.4項を参照のこと）。「戦略と資源配分」という内容要素の見出しは変更されなかった。見出しが類似していることによる混乱を減らすために、また将来志向（future orientation）は「見通し（outlook）」という語に既に含意されていることを踏まえ、「将来の見通し」という内容要素の見出しは「見通し」に変更された。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
	<p>IIRCの他の検討事項—コンサルテーション草案3.3項で説明されているように、「<u>戦略的焦点と将来志向</u>」は、情報が戦略、見通し、リスク、機会、ガバナンス又は他の内容要素のいずれに関係するかにかかわらず、<u>情報の選定及び開示の指針となる広範囲にわたる原則</u>である。これに対し、内容要素「<u>戦略と資源配分</u>」及び「<u>将来の見通し</u>」は、統合報告書で回答すべき具体的な問題を含むものである。</p>	
<p>将来志向情報の開示に対する実務上の障害は今後克服できるか。</p>	<p>多くの回答者は、将来志向情報の開示に関連する様々な法律上、規制上及び評判上の問題点についての懸念を表明した。また、将来志向情報は保証可能かどうか、及びそれが不可能な場合、その結果として統合報告書に対する保証が不可能となるかどうかについても懸念が表明された。</p>	<p>保証が求められているかどうかにかかわらず、組織は、将来志向の言明に関して合理的な根拠があることを立証できる必要がある。組織は、報告対象の情報の正当性を批判的に検討することによって、ある程度評判リスクを低減できる。報告書には、将来志向情報が不確実な性質を持つことに関する注意書きを含めてもよい。フレームワークは、組織の法的環境や規制環境において許容される開示を超える開示を要求してはいない（フレームワーク1.17-1.18項及び4.39項を参照）。コンサルテーション草案及びフレームワークのどちらも、不確実な事項の開示に関するガイダンスを提供している。フレームワークは、そうしたガイダンスを備えていることにより、将来志向のスタンスを奨励し続ける。</p>
情報の結合性		
<p>結合性の発展又は説明に関するさらなるガイダンスを提供することは可能か。</p>	<p>回答者は、総じて指導原則を支持したものの、情報の結合性の適用に関する説明を求めた。</p>	<p>2013年7月にIIRCのウェブサイトに掲載された、結合性に関する<IR>のバックグラウンド・ペーパーが、さらなる説明とガイダンスを提供している。追加的なガイダンスはフレームワークには加えられなかった。しかしながら、IIRCは、作業計画の一部としてさらなるガイダンスかケーススタディを予定している。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
ステークホルダー対応性		
<p>指導原則「ステークホルダー対応性」の意図はどのようなものか。</p>	<p>この指導原則の意図に関しては種々の解釈がなされた。一部の回答者はそれを、報告内容の作成に関わる追加的なプロセスとして捉えた。他の回答者は、「ステークホルダー対応性」を満たすためにどんな種類の開示が要求されるのかについて確信が持てなかった。この意味で、この指導原則はどちらかと言えば内容要素に倣って解釈された。</p>	<p>この指導原則の意図は、組織が統合報告書を通じて、その日常業務においてステークホルダーのニーズ及び利害にどのように対応するかを含め、主要なステークホルダーとの関係がどのように価値創造に影響するかを示すことにある。対応性は、組織の意思決定、行動及び実績の他、ステークホルダーとの継続的なコミュニケーションを通じて示される。</p>
首尾一貫性と比較可能性		
<p>報告者は、統合報告書の作成のために使用した報告の方針及び規準を開示すべきではないか。</p>	<p>回答者は、規則主義のアプローチを伴わずに比較可能性を達成できるかどうかについて懸念を表明した。一部の回答者は、標準化された主要業績指標との関係を含め、この指導原則の適用に関するより拘束力のある提案が必要であると考えた。何人かの回答者は、使用した報告の方針及び規準を開示することを組織に要求することをフレームワークに追加することを提言した。</p>	<p>この指導原則の名称が「ステークホルダーとの関係」に変更されるとともに、統合報告書ではすべてのステークホルダーの情報ニーズを満たそうとするべきではない、ということを確認するためにフレームワーク3.11項が更新された。</p> <p>スチュワードシップと統合報告書間の結び付きがより明確にされた。</p> <p>横断的比較の強化が可能である限り、報告書の作成者が、自身の報告内容を支える基準、フレームワーク及び技法を伝えることが有用である。そのため、新たな内容要素「4H-作成と表示の基礎」がフレームワークに追加された。この内容要素に対応して、統合報告書には、重要性のある事象の定量化又は評価のために使用された重要なフレームワーク及び方法の要約が記載されることになる（フレームワーク4.40-4.41項及び4.47-4.48項を参照）。</p> <p>報告書の利用者は、諸組織の統合報告書間の比較が今日の規準とは異なるものとなる可能性も認識すべきである。特に、例えば選定されたビジネスモデル、資源配分及びリスク管理のアプローチ間の定性的比較を重視する傾向が強まる可能性が高い。また、以下に含まれる首尾一貫性と比較可能性に関するさらなる討議も参照されたい：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質問1の「原則主義要求事項」のセクション ・質問16の「実績」のセクション

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問16－内容要素

「第4章に関するその他のコメントの提供をお願いします」

回答者の54%が内容要素に関するフィードバックを提供した。回答者の10%が内容要素に同意したのに対し、少数の回答者はコンサルテーション草案全体に同意しないか(理由として挙げられたのは、統合報告書の対象となる情報を提供する他のフレームワークが存在すること、若しくはコンサルテーション草案は、あらゆる自然資本へ影響を含んでいないため目的に適合していないこと)、又は特定の内容要素に同意しなかった。他の回答者は:

- ・順序を含めた第4章の構成、指導原則との類似性(「質問15－その他の指導原則」で取り上げられている)、及び各内容要素で提供されている詳細が追加的な要求事項であるかどうかについてフィードバックを提供した。
- ・コンサルテーション草案4.4項の記述は、統合報告書が独立の報告書であることを意味するかどうか、及び統合報告書と他の報告書との関係について疑問を提起した。この問題点は「質問2－他の報告書との相互関係」で取り上げられている。
- ・第2章及び内容要素「ビジネスモデル」のどちらも報告に関するガイダンスを含んでいることへの懸念を示すとともに、統合報告書の作成の際、そのどちらに準拠すべきかについて疑問を提起した。この問題点は、ビジネスモデルに関して寄せられた他のフィードバックと併せて「質問9－ビジネスモデルに関するその他の事象」で取り上げられている。
- ・監督責任があるガバナンス機関を開示することを求める4.5項の要求に関するコメントを提供した。それらのコメントはまとめて、「質問17及び18－ガバナンス責任者の関与」への回答と共に検討されている。

回答者の論点	検討事項	結論
順序及び構成		
内容要素の順序は道理に適っているか。	多くの回答者は、内容要素の順序について懸念を示し、構成に関する様々な提案を行った。一貫したパターンは見られなかったものの、極めて重要な概念である「ビジネスモデル」のリスト上の順序が後すぎるという点で、大部分の回答者が一致した。	コンサルテーション草案では、内容要素の順序は第2章「基礎概念」における検討の順序に基づいていた。これに対し、フレームワークでは内容要素の順序が変更され、「ビジネスモデル」がリストの3番目に置かれた(フレームワーク第4章を参照)。
フレームワークでは、どれが要求事項で、どれがガイダンスかが十分明確になっているか。	一部の回答者は、太字のイタリック体の記述が事例ではなく本当に要求事項なのかどうか、という疑問を提起した。	内容要素のセクションを修正して、箇条書きのリストが要求事項ではなく留意事項であることを明確にした。このことは、フレームワーク第4章の新たな「セクション4I－一般報告ガイダンス」及び1.19項において強化された。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
追加的な開示要求事項(コンサルテーション草案4.5項)		
<p>コンサルテーション草案における4.5項の位置は適切か。</p>	<p>多くの回答者が、追加的な開示要求事項である4.5項の位置を疑問視し、一部の回答者は別の位置を提案した。</p>	<p>コンサルテーション草案4.5項は、一連の重要な開示事項に関してコンサルテーション草案第2章及び第5章に依拠していた。しかしながら、内容要素の4Aから4Gまでと異なり、コンサルテーション草案では、この「その他の開示事項」のカテゴリーにセクションの見出しが付けられていなかった。</p> <p>新たな内容要素「4H-作成及び表示の基礎」が第4章に追加された（フレームワーク4.40-4.48項を参照）。ここには、コンサルテーション草案4.5項から引き継がれた上記開示事項の他、統合報告書の理解を助ける、より一般的な開示事項が記載されている。</p>
<p>統合報告書における重要性決定プロセスの開示の要求事項が必要か。</p>	<p>重要性決定プロセスの開示の要求事項が必要かどうかという論点に関しては、回答者の意見が分かれた。報告書の作成者は、このプロセスは基本的に期間ごとに変化しないという根拠に基づいてこの要求事項に反対する傾向があった。そして、定型的又は無駄な表現が記載される可能性を避けるために、この議論は別の場所に移すのがよいとされた。これに対し、財務資本の提供者はこの開示を、関連するプロセスや優先事項を知るための重要な手段とみなす傾向があった。</p>	<p>この要求事項を修正して、組織の重要性決定プロセス及び重要な判断の要約を求めることとした。そして、組織に対して、閲覧者が当該プロセスに関するより詳細な記述を閲覧できる場所（例えば、組織のウェブサイト）を特定することを促すこととした。この要求事項は、フレームワークに新たに設けられた内容要素「4H-作成及び表示の基礎」に追加された。</p>
<p>重要なトレード・オフの開示を要求事項とすべきか。</p>	<p>一部の回答者は、こうした開示は理想的だが実行不可能であるという根拠に基づいて、この開示要求を受け入れがたいと捉えた。おそらく、様々な資本はトレード・オフの関係ではなく、1つのシステムの要素であり、ある領域の活動又は効果が他の領域の活動や効果に影響することがあるということである。</p>	<p>重要なトレード・オフの開示を要求事項としては削除した。ただし、組織は、自身の価値創造能力に影響する重要なトレード・オフの性質及び大きさを理解すべきであるという根本的な考え方は、セクション4I「一般報告ガイダンス」においてガイダンスとして引き継がれた（フレームワーク4.56項を参照）。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
<p>特定の資本が重要性を有しない理由の開示は、指導原則「重要性」と矛盾しないか。</p>	<p>少数の回答者がすべての資本は重要であると捉えたのに対し、多くの回答者は、組織が重要性のない事柄について開示することを疑問視し、指導原則「重要性」に矛盾すると捉えた。</p>	<p>特定の資本を重要性がないとする理由の開示を求める要求事項をフレームワークから削除した。 質問5及び6における「資本に関する報告」のセクションについての議論も参照のこと。</p>
<p>組織概要と外部環境</p>		
<p>この内容要素に挙げられた静的な情報は他の場所で開示すべきではないか。</p>	<p>一部の回答者は、この内容要素に挙げられた情報は静的なものであり、統合報告書以外の場所で開示するのが最適ではないかとコメントした。</p>	<p>組織は、そうした情報の詳細さの水準及び配置を決定するにあたり、判断を下すことが期待される。 少なくとも、この内容要素に挙げられた情報の要約は、通常、組織の価値創造能力を理解するのに有用であろう。したがって、「組織概要と外部環境」に含まれるガイダンスに挙げられた項目は変更されなかった。</p>
<p>「外部環境 (external environment)」という用語は「外部状況 (external context)」に置き換えるべきではないか。</p>	<p>何人かの回答者は、「環境(environment)」という用語は、フレームワーク上の「自然資本 (natural capital)」によって捉えられる重要概念である「自然環境(natural environment)」とリンクし結び付くことが多いため、一部の地域で混乱を招く可能性がある、とする懸念を表明した。</p>	<p>「外部環境(external environment)」という用語は、多くの国で一般的になっていると考えられることから、変更されなかった。</p>
<p>競争環境の開示は適切か。</p>	<p>一部の回答者は、組織は自身の環境に最も精通していることから、組織の開示はこの主題に集中すべきであると主張した。</p>	<p>競争環境に関する組織の見解は、主要なリスクと機会を含む、組織自体の位置付けに関する知見を提供することから、競争環境の検討を求める要求事項は変更されなかった。</p>
<p>ステークホルダーの期待について報告することは現実的か。</p>	<p>コンサルテーション草案では、価値の創造又は減少に関する理解を支援するために、組織に対して、ステークホルダーの「正当なニーズ、関心及び期待」を検討することを促している。回答者は、ステークホルダーの期待を特定（又は予測）することは非現実的な困難な作業であると考えた。</p>	<p>ステークホルダーの「期待」への言及はフレームワークから削除された。その一方で、主要なステークホルダーの正当なニーズ及び関心の概念は変更されなかった。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
ガバナンス		
<p>コンサルテーション草案4.11項及び4.12項で概要を示されたガバナンスの開示は範囲が広すぎるのではないかと。</p>	<p>一部の回答者は、ガバナンスの事象として挙げられたリストのすべてが実際に報告されるかどうか懐疑的だった。特に、コンサルテーション草案4.12項に明記された経営陣の報酬の徹底的な開示に対しては強い反対も見られた。他の回答者は、多くの項目が現行の報告制度の下で既に要求されているという根拠に基づいてガバナンスの開示項目のリストに反対した。したがって、それらの回答者は、この内容要素への準拠が情報の重複をもたらすと捉えた。上記の反対とは対照的に、一部の回答者は内容要素「ガバナンス」を支持し、「能力と経験」、「誠実性及び倫理的問題に取り組むためのメカニズム」、並びに「ガバナンス構造への影響という点における規制上の要求事項の役割」という3つの追加項目を盛り込むことを提案した。</p>	<p>必ずしもすべての法域が基本的なガバナンスの開示を要求しているわけではない。内容要素「ガバナンス」は以下のような修正を加えたほかは変更されなかった：</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供すべき開示項目のリストを示すというよりも、組織の価値創造能力との結び付きを反映させるために、4.11項の表現を明確化した（フレームワーク4.9項を参照。又、4.9項のガイダンスのステータスについては1.19項及び4.3項も参照）。 回答者のフィードバックに基づいた3つの追加項目を付け加えた。 コンサルテーション草案4.11項の箇条書きの最後の項目が基本的に同じ内容を扱っていたことから、コンサルテーション草案4.12項を削除した（フレームワーク4.9項を参照）。
機会とリスク		
<p>内容要素「機会とリスク」は、名称の変更、内容の変更又は他との統合が必要ではないか。</p>	<p>一部の回答者は、リスクは脅威又は不確実性から発生し、プラスの場合もマイナスの場合もあり得ることから、「リスク」という用語を「脅威(threats)」又は「不確実性(uncertainties)」に置き換えることを提言した。他の回答者は、内容要素「機会とリスク」が他の内容要素と統合されずに独立していると、孤立的な開示につながる恐れがある、という懸念を表明した。</p>	<p>フレームワークには「情報の結合性」に関する指導原則が含まれていることからすれば、独立した内容要素としての「機会とリスク」を削除する理由は不十分である。また、「リスク」という言葉はビジネス用語として一般化していることを踏まえ、これを変更しないこととした。コンサルテーション草案で「機会とリスク」という表現を用いたのは、機会についても検討すべきことを意識的に促すためであった。ただし、フレームワークでは、一般的な語法に基づいて用語の順序を入れ替え、内容要素「リスクと機会」と名称変更し、関連する表現をそれに一致させた。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
他の内容要素にも適用されることを踏まえて、コンサルテーション草案4.16項を別の場所に移動すべきか。	コンサルテーション草案4.16項は、包括的又は定型的な開示の使用に対して警告を発したものである。一部の回答者は、この考え方は「機会とリスク」の範囲にとどまらず、他の内容要素にも適用されると指摘した。したがって、同項は位置を変更するか、他の場所でも繰り返すべきである。	包括的な開示の使用は、他の内容要素にも適用されることを踏まえ、包括的な開示に対する警告を特定の内容要素から削除して、新たに設けられたセクション「一般報告ガイダンス」に追加した（フレームワーク4.52項を参照）。
実績		
主要業績指標に関する追加的ガイダンスを提供すべきか。	一部の回答者は、主要業績指標に関する追加的ガイダンスを求めた。他の回答者は、特定の指標を具体的に挙げることなく指標に共通する特性を示したコンサルテーション草案4.31項を歓迎した。	特定の指標を定めることは、原則主義のフレームワークの範囲を超えている。ただし、その適用は、内容要素「実績」のみにとどまらないことから、コンサルテーション草案4.31項のガイダンスは、新たに設けられたセクション「一般報告ガイダンス」に移動された（フレームワーク4.53項を参照）。 「結論の基礎」の「測定とKPI」に関するセクションにおけるさらなる議論を参照のこと。
将来の見通し		
賠償責任に関する懸念を踏まえた場合、将来志向情報を含めるべきか。	多くの回答者は、将来志向の開示が、特に取締役にとって賠償責任の問題を生み出すことへの懸念を表明した。	内容要素「見通し」は、将来予測そのものではなく、ビジネスモデル及び実績に関する課題、不確実性及び関連する影響の特定を促すものである。報告される重要性のある事象の大部分は、取締役会の会議で議論されたものであることから、取締役はこの主題に精通していると言える。 組織は、適用を受ける法律上及び規制上の要求事項と併せて、課題及び不確実性並びに関連する影響に関する開示の具体的な性質に焦点を合わせることによって、自身の賠償責任に関する懸念に対処できる。したがって、法律上及び規制上の要求事項についての十分な配慮に関する項が追加された（フレームワーク4.39項を参照）。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
予測は要求されるか。	一部の回答者は、コンサルテーション草案が予測の提供を要求していることを懸念し、有意義な予測を提供することは困難又は不可能と考えた。	意図されていたのは、予測を要求することではなく、他の者が将来の見通しを評価できるように将来志向情報を開示することを促すことだった。そのため、「見通し」のセクションは以下のように修正された： <ul style="list-style-type: none"> ・予測や予想が要求されているという誤解を生まないようにする。 ・法律上及び規制上の要求事項に関する考慮を促す。 ・実績と業績目標との比較が他の者による見通しの評価の手助けになることを明確にする。
将来の見通しに関する開示は、評判上及び競争上の障害を招くか。	一部の回答者は、内容要素「 <i>将来の見通し</i> 」が評判上及び競争上のリスクを招く恐れがあることへの懸念を表明した。	競争上障害を被るリスクは、「見通し」以外の他の内容要素にも当てはまる。そのため、新たに設けられた内容要素「 <i>一般報告ガイダンス</i> 」にも説明が追加された（フレームワーク4.50項を参照）。また、競争上の障害に関するさらなる議論に関して、質問1「 <i>原則主義の要求事項</i> 」も参照のこと。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問17及び18ーガバナンス責任者の関与

「セクション5Dでは、ガバナンス責任者の関与について議論し、4.5項では、組織が<IR>の統括責任があるガバナンス機関を開示することを組織に求めている。

- ・ガバナンス責任者による、統合報告書への責任を認識している旨の表明を含めることについての要求事項は必要ですか。
- ・ガバナンス責任者の関与に関するその他のコメントの提供をお願いします」

回答者の73%が質問17に回答し、その内70%が表明を要求することに賛成し、20%が反対した。

回答者の論点	検討事項	結論
表明の義務付け		
ガバナンス責任者による表明は必要か。	「結論の基礎」の「ガバナンス責任者の関与」に関するセクションにおける議論を参照のこと。	ガバナンス責任者は、いずれは統合報告について責任を負うことを要求されるはずである。よって要求事項としてフレームワーク1.20項に組み込まれた。

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問19及び20－信用性

「本フレームワークは、組織及び保証実施者が報告書の準拠性を評価するための報告の規準を提供する(5.21項)。

- ・保証が得られる場合、統合報告書全体を対象とすべきですか、若しくは、報告書の特定の側面を対象とすべきですか。その理由も説明してください。
- ・信頼性(セクション5E)に関するその他のコメントの提供をお願いします。特に保証提供者は、本フレームワークが保証業務に関する適切な規準を提供していると考えられるかどうかについてコメントしてください。」

回答者の約74%が質問19に回答し、その内約60%が、保証が得られる場合、報告書全体を対象とすべきであることに同意するか、多少の限定付きで同意した。21%が、報告書の特定の側面を保証すべきであると考えたのに対し、6%は、不必要、負担が重い、又は費用効率が悪いという根拠に基づいて保証を得ることに同意しなかった。報告書全体を保証する主な理由としては、信頼性及び結合性が挙げられた。

限定付きで同意した回答者は、システム、保証方法及びスキルが未発達であるため(特に、非財務情報の場合)、短期的に報告書全体を保証することの実行可能性に対して懸念を示した。将来志向情報や一部の資本など、統合報告書の概念の一部に対する監査可能性も懸念要因として挙げられた。

回答者は、ガバナンス、内部統制及び内部監査に責任を負う者の役割が、統合報告書の情報の信頼性を保証するメカニズムとして機能するという、5.19-5.20項の考え方をここでも是認した。

質問20に対するフィードバックを提供した回答者は18%にとどまり、その内50%は、フレームワークが適切な規準となるかどうかに確信が持てず、29%はフレームワークの適切性に同意しないか、重大な限定を付けた。一部の回答者は、報告書の作成及び保証のどちらについてもその適切性に懸念を示したのに対し、他の回答者は保証についてのみ懸念した。質問19及び20への回答者の50%が、信頼性に関する追加的なコメントを提供した。

回答者の論点	検討事項	結論
<p>適切な規準</p> <p>フレームワークは統合報告書の作成に関して適切な規準を提供しているか。</p>	<p>一部の回答者は、以下の点に関する懸念を含め、フレームワークが曖昧であり、概念的すぎることに懸念を表明した：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来志向情報に対する監査可能性 ・ 完全性の確認 ・ 結合性が十分かどうかの判断 	<p>短期的には、組織は統合報告書の特定の側面に関する保証を求め、困難な領域を除外する可能性がある。保証を求めめるかどうかにかかわらず、フレームワークは統合報告書を一貫して作成するための適切な規準となるべきである。</p> <p>フレームワークの最終決定にあたり、国際監査・保証基準審議会 (IAASB) の国際保証業務フレームワークにおいて定められた規準の適切性に関する考え方 (適合性、完全性、信頼性、中立性及び理解可能性) を検討した。</p> <p>「結論の基礎」における「作成、開示及び保証に係る規準の適切性」に関するセクションにおけるさらなる議論を参照のこと。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
保証の必要性		
<p>統合報告書の保証は必要か。</p>	<p>多くの回答者は、保証が統合報告書の信頼性を高めることを認めたが、一部の回答者は、IIRCは保証の要求を差し控えるべきだとする懸念を表明した。</p>	<p>コンサルテーション草案は、保証の必要性を主張することは意図していなかった。むしろ、コンサルテーション草案の目的は、5.19項で示された信頼性を確保するための一連の方法の一部を構成する自身の潜在的役割を認識することにあった。コンサルテーション草案は統合報告書の作成に主眼を置いたフレームワークであり、保証に関する考慮事項はその範囲を超えている。</p> <p>コンサルテーション草案5.19項は信用性 (<i>credibility</i>) よりも信頼性 (<i>reliability</i>) を取り扱った内容となっているが、その考え方は指導原則「信頼性」の議論に組み入れられている (フレームワーク3.40項を参照)。</p> <p>コンサルテーション草案5.20-5.21項はフレームワークに引き継がれなかった。</p>
保証基準		
<p>統合報告書に関連する論点に対処するために保証基準を策定すべきか。</p>	<p>一部の回答者は、統合報告書に関連する論点に対処するために特定の保証基準を策定する必要性を指摘した。そうした論点には、範囲、保証水準、他者の成果物の利用及び保証報告書の形式などが含まれる。</p>	<p>上述のように、保証の問題は、報告書の作成に主眼を置くフレームワークの範囲を超えている。また、保証基準又は保証方法を策定することはIIRCの付託範囲にも含まれていない。</p> <p>IIRCは、今後の作業計画の一部として、回答者が示した論点及び懸念を要約したレポートの作成を検討する予定である。そうしたレポートは、保証基準の設定に直接関与する関係者に提供されることになろう。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

質問21 - 第5章に関するその他のコメント

「他の回答の中で言及されていない第5章に関するその他のコメントの提供をお願いします。」

32%の回答者がこの質問に答えてコメントを提供し、その内38%がセクション5G「報告境界」についてコメントし、27%がセクション5I「テクノロジー」についてコメントした。5Gに関しては、回答者は、他のフレームワークによって示されたアプローチとの調整を含め、報告境界に関するさらなる明確化及びガイダンスを求めた。テクノロジーは比較可能性や結合性を高め、事務管理の負担を軽減すると期待されることから、セクション5Iの内容は全般的な支持を受けた。

回答者の論点	検討事項	結論
報告境界		
<p>報告境界についてさらなる明確化又は追加的ガイダンスを提供することは可能か。</p>	<p>回答者は以下の点についてさらなる明確化又は追加的ガイダンスを求めた：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 統合報告書の作成を目的とした境界の設定 ・ フレームワークの報告境界のアプローチと他のフレームワークのそれとの関係 ・ 財務報告の境界外の事業体及び活動に起因する機会、リスク及びアウトカムの評価に適用すべき限度 ・ 報告境界へのアプローチと重要性決定プロセス及び不確実性との間で均衡を保つ方法 ・ 1つの報告境界を認めるべきか、それとも重要性のある事象の多様性に対応して多様な報告境界が存在する可能性を反映して複数の境界を認めるべきか。 <p>一部の回答者は、報告境界へのアプローチが、報告境界の確定の際に適用される可能性のある判断の範囲が原因で報告書の比較可能性を損なわないよう求めた。</p>	<p>コンサルテーション草案のセクション5Gを指導原則「重要性」に移動し、報告境界が重要性決定プロセスの鍵であると位置付けたことから、報告境界と重要性の関連性が強まった（フレームワーク3.30-3.32項を参照）。</p> <p>新たな内容要素「作成及び表示の基礎」には、統合報告書の重要性決定プロセス及び報告境界に係る開示関連の側面が含まれている（フレームワーク4.40-4.46項を参照）。</p> <p>IIRCは、今後の作業計画の一部として、重要性と報告境界の関連性、並びに価値創造、資本及びアウトカムの側面と関連する境界の論点を含め、報告境界の諸側面をさらに探求するプロジェクトを検討する予定である。</p>

コンサルテーション草案に対する質問の分析

回答者の論点	検討事項	結論
テクノロジーの利用		
<p>組織は<IR>のために活用できるテクノロジーを備えているか。</p>	<p>一部の回答者は、報告書の作成者及び財務資本の提供者のどちらも、<IR>のためにテクノロジーを効果的に活用する準備が整っていないと指摘した。セクション5I「テクノロジーの利用」に関する他のコメントには以下のものが含まれていた：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セクション5Iのテクノロジーが限定的すぎることへの懸念 ・XBRLが不相応に重視されていることへの懸念 ・独立した組織によって双方向型のデータ言語又は分類を作成することの要請 	<p>テクノロジーは、統合報告書の作成の前提条件ではなく、それを可能にする手段として捉えられる。報告に関するテクノロジーが引き続き発展し、報告書の作成者とその応用にさらに熟練するにつれて、<IR>におけるそれらのテクノロジーの重要性はますます増大すると見込まれる。しかしながら、テクノロジーの利用は報告書の内容よりもその作成を支えるプロセスとの関連性が深いことから、コンサルテーション草案のセクション5Iのガイダンスは引き継がれなかった。</p>

コンサルティング草案に対する質問の分析

質問22、23及び24－総合的な視点

「<IR>は常に発展していることを認識した上で、組織が統合報告書を作成し、組織の短、中、長期の価値創造能力についての情報を報告書利用者に提供する際に、本フレームワークを用いることに関し、本フレームワークの内容はどの程度適切だと考えられるか説明してください。

IIRCが、本フレームワークとは別に追加的な説明資料を開発する場合、どのようなトピックを提案しますか。3つのトピックについて優先順位を付けて提案してください。またその理由も説明してください。

質問1-23の回答の中で言及されていない、その他のコメントの提供をお願いします。」

質問22、23及び24に対して、回答者のそれぞれ70%、72%及び28%がフィードバックを提供した。フレームワークの発展（例えば、<IR>の発展及びIIRCの将来的役割）以外の事象及び他の質問において取り扱われている論点に関連する回答はここでは取り上げなかった。

回答者の論点	検討事項	結論
フレームワークの複雑性		
フレームワークを簡素化することは可能か。	回答者は、分かりやすい表現の多用、より簡潔な説明、重複の解消、基本用語の明確な定義、及び文書の閲覧を助けるツールやアイコンによってフレームワークを簡素化することを要求した。	明確性を高め、構成をより論理的にし、フレームワークの概念間のつながりを強めるためにフレームワークの修正がなされた。
価値創造ストーリー		
「価値創造ストーリー」という用語は企業報告のフレームワークにとって適切なものか。	「ストーリー」という語は、統合報告書における情報のダイナミックかつ統合的な性質を捉えることを意図したものであり、マスメディアで広く使用されている。しかし、一部の回答者は、コンサルティング草案におけるその適切性に対する懸念を示し、この語が「解釈（spin）」又は偏向のニュアンスを持ち込む可能性、及び「ストーリー」という語が、しばしばひとりで作り話や寓話と同一視されることを指摘した。	「価値創造ストーリー」という用語はフレームワークから削除された。

付録

コンサルテーション草案と 国際統合報告<IR>フレームワークのマッピング

本付録の目的は、コンサルテーション草案とフレームワーク間の重要な構成の変更及び文章の移動を示すことである。

重要な構成の変更

重要な構成の変更には以下のものが含まれる:

- <IR>のプロセス及び統合思考を取り扱った新たなセクション「統合報告について」をフレームワークの冒頭に組み入れ、これにより、フレームワークの主要部分で統合報告書の作成に焦点を合わせることが可能になった。
- 「原則主義要求事項の要約」のセクションがフレームワークの他のセクションと重複し、また第1章「オーバービュー」との区別の曖昧性を引き起こしたことから、同セクションを削除した。
- フレームワークを、それぞれ2章で構成される2つの主要部分に分割した。
- 重複を減らし、フレームワークの概念間のつながりを強化するために、第5章「作成と開示」に含まれる概念を他の章と統合した。
- 付録において要求事項を要約した。

本フレームワークの新たな構成は以下の通りである:

統合報告について
要旨

パート1: イントロダクション

第1章: フレームワークの利用

第2章: 基礎概念

パート2: 統合報告書

第3章: 指導原則

第4章: 内容要素

用語一覧

付録—要求事項の要約

文章の重要な移動

下表は、コンサルテーション草案と国際統合報告<IR>フレームワーク間のセクション及び項の対応づけ(又は、削除されたかどうかの注記)を示したものである。

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
第1章: オーバービュー		
統合報告<IR>を定義する (1.2-1.4項)	移動: <IR>のプロセス及び統合思考に関する言及はフレームワークの冒頭の新たなセクション「統合報告について」に移動 置き換え: 1A 「統合報告書の定義」	統合報告について
<IR>の目的 (1.5項)	移動: <IR>のプロセス及び統合思考に関する言及はフレームワークの冒頭の新たなセクション「統合報告について」に移動	統合報告について
<IR>の利用者 (1.6-1.8項)	名称変更: 1C 「統合報告書の目的と利用者」 置き換え: 1.6-1.8項は統合報告書の主たる目的及び想定利用者に焦点を合わせた議論に置き換え	1.7-1.8
フレームワークの目的 (1.9-1.10項)	新たな位置: 1B 「フレームワークの目的」。統合報告のプロセスではなく、統合報告書の作成プロセスに焦点を合わせるために目的を更新	1.3-1.4
フレームワークの適用 (1.11-1.12項)	新たな位置: 1F 「フレームワークの適用」信頼性のあるデータの利用不能性又は特定の法的禁止事項による非開示と、重要な情報の開示が重大な競争上の障害を招く場合の非開示の区別をつけるために、箇条書きの文言を修正	1.17-1.18

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
原則主義アプローチ (1.13-1.14項)	新たな位置 ：1D「原則主義アプローチ」	1.9-1.10
統合思考 (1.15-1.17項)	移動 ：<IR>のプロセス及び統合思考に関する言及はフレームワークの冒頭の新たなセクション「統合報告について」に移動	統合報告について
他の形態の報告及びコミュニケーションとの相互関係 (1.18-1.20項)	名称変更 ：1E「報告書の形式及び他の情報との関係性」。 さらなるガイダンス及び明確化のためにセクションを書き直し。 追加 ：「報告組織は、特定のコミュニケーションを統合報告書として指定し、識別可能なものとする。」という、太字のイタリック体の要求事項を追加	1.12-1.16
第2章：基礎概念		
2A イントロダクション (2.1-2.11項)	分割 ：2A「イントロダクション」と2D「価値創造プロセス」に分割 削除 ：図2、2.3項及び2.4項。フレームワークには不要と判断されたため 移動 ：図3を修正して2D「価値創造プロセス」へ	2.2-2.3, 2.20-2.29 該当なし 図2
2B 資本 (2.12-2.25項)	新たな位置 ：2C「資本」 移動 ：2.22項及び2.25項を4I「一般報告ガイダンス」へ 移動 ：2.24項を1D「原則主義アプローチ」へ 削除 ：「図4：資本の図示」及び2.23項。フレームワークには不要と判断されたため	2.10-2.19 4.54-4.56 1.12 該当なし

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
2C ビジネスモデル (2.26-2.36項)	分割 ：2D「価値創造プロセス」と内容要素4C「ビジネスモデル」（以前の4E）に分割 削除 ：2.27項及び2.28項の説明的箇条書き。フレームワークには不要と判断されたため	2.23-2.25, 4.10-4-20 該当なし
2D 価値創造 (2.37-2.45項)	議論を大幅に変更 追加 ：新たな図表（図1）並びに組織及び他者に対して創造される価値に関する議論 移動 ：2.43項及び2.44項を修正して2B「組織に対する価値創造と他者に対する価値創造」へ 削除 ：2.37-2.42項及び2.45項。価値創造の議論の見直しのため	2.4-2.6 2.7-2.9 該当なし
第3章：指導原則		
3A 戦略的焦点と将来志向 (3.2-3.6項)	3A「戦略的焦点と将来志向」 移動 ：3.5項を4I「一般報告ガイダンス」へ 移動 ：3.6項を3G「首尾一貫性と比較可能性」へ	3.3-3.5 4.52 3.53
3B 情報の結合性 (3.7-3.12項)	3B「情報の結合性」 削除 ：3.8項。フレームワークには不要と判断されたため	3.6-3.9 該当なし
3C ステークホルダー対応性 (3.13-3.21項)	名称変更 ：3C「ステークホルダーとの関係性」 削除 ：3.17項及び3.19項の一部。フレームワークには不要と判断されたため	3.10-3.16 該当なし

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号	コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
3D 重要性と簡潔性 (3.22-3.29項)	分割 ：3D「重要性」及び3E「簡潔性」という二つの内容要素に分割し、3.29項を3E「簡潔性」に振り分けた 削除 ：重要性の定義に関する3.23項及び3.24項並びに開示に関する3.28項。フレームワークの理解にとって不要と判断されたため	3.17-3.20 3.36-3.38 該当なし	4A 組織概要と外部環境 (4.6-4.9項)	重要な変更なし	4.4-4.7
3E 信頼性と完全性 (3.30-3.47項)	新たな位置 ：3F「信頼性と完全性」 削除 ：3.39項、3.40項、3.42項及び3.44項。フレームワークには不要と判断されたため 移動 ：3.47項を4I「一般報告ガイダンス」へ	3.39-3.53 該当なし 4.50	4B ガバナンス (4.10-4.12項)	4B「ガバナンス」 削除 ：4.12項。前項で取り扱われているため。	4.8-4.9 該当なし
3F 首尾一貫性と比較可能性 (3.48-3.52項)	新たな位置 ：3G「首尾一貫性と比較可能性」 移動 ：3.50項を4H「作成と表示の基礎」へ	3.54-3.57 4.48	4C 機会とリスク (4.13-4.17項)	名称変更 ：4D「リスクと機会」 移動 ：4.16項を4I「一般報告ガイダンス」へ	4.23-4.26 4.52
第4章：内容要素			4D 戦略と資源配分 (4.18-4.20項)	新たな位置 ：4E「戦略と資源配分」	4.27-4.29
4.1-4.5項	追加 ：新たな内容要素4H「作成と表示の基礎」及び新たなセクション4I「一般報告ガイダンス」 統合 ：4.4項の概念を3E「簡潔性」に統合 移動/削除 ：4.5項の太字のイタリック体の要求事項を以下のようにする： ・組織による重要性の決定プロセス ・<IR>の監督責任があるガバナンス機関 ・報告境界及びその決定方法 ・長期にわたる価値創造に影響を及ぼす重要なトレード・オフの性質及び大きさ ・組織特有の状況により、組織がフレームワークの中で特定された資本につき重要性を有しないと判断した場合、その理由	4.1-4.3 3.36-3.37 4.40-4.42 1.20 4.40-4.41, 4.43-4.46 4.56 削除	4E ビジネスモデル (4.21-4.26項)	新たな位置 ：4C「ビジネスモデル」。「基礎概念」の章の2C「ビジネスモデル」から文章を組み入れ、フレームワークの「図2：価値創造プロセス」におけるビジネスモデルのフロー図に議論の中心を置くために再構成	4.10-4.22
			4F 実績 (4.27-4.32項)	4F「実績」 移動 ：4.31項及び4.32項を4I「一般報告ガイダンス」へ	4.30-4.33 4.53, 4.55
			4G 将来の見通し (4.33-4.37項)	名称変更 ：4G「見通し」 追加 ：法又は制度的要請の考慮に関する項	4.34-4.38 4.39

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
第5章：作成と開示		
5A 報告の頻度 (5.2項)	削除 ：5.2項。修正された概念が1E「報告書の形式及び他の情報との関係性」に組み入れられたため	1.15-1.17
5B 重要性 (materiality) 決定プロセス (5.3-5.13項)	新たな位置 ：3D「重要性」及び4H「作成と表示の基礎」 移動 ：5.4-5.9項及び5.12項を3D「重要性」へ 移動 ：5.13項を4H「作成と表示の基礎」へ 削除 ：5.3項、5.10項及び5.11項。原則主義のフレームワークに不要と判断されたため	3.21-3.28 4.42 該当なし
5C 重要な事象の開示 (5.14-5.16項)	移動 ：5.14項を3D「重要性」へ 移動 ：5.15項及び5.16項を4I「一般報告ガイダンス」へ	3.29 4.50-4.51
5D ガバナンス責任者の関与 (5.17-5.18項)	移動 ：5.17項を3F「信頼性と完全性」へ 移動 ：5.18項を修正して1G「統合報告書に対する責任」へ	3.41 1.20
5E 信頼性 (5.19-5.21項)	移動 ：5.19及び5.20項を指導原則3F「信頼性と完全性」に統合 削除 ：5.21項。フレームワークには不要と判断されたため	3.40 該当なし
5F 短、中、長期の時間軸 (5.22-5.24項)	新たな位置 ：4I「一般報告ガイダンス」	4.57-4.59
5G 報告境界 (5.25-5.30項)	新たな位置 ：3D「重要性」 移動 ：5.25-5.30項を3D「重要性」へ	3.30-3.35

コンサルテーション草案における位置	国際統合報告<IR>フレームワークにおける位置	フレームワークの項番号
5H 集合 (aggregation)と分割 (disaggregation) (5.31-5.34項)	新たな位置 ：4I「一般報告ガイダンス」 削除 ：5.34項。フレームワークには不要と判断されたため	4.60-4.62 該当なし
5I テクノロジーの利用 (5.35-5.41項)	削除 ：5.35項-5.41項。フレームワークに基づく統合報告書の作成に不要と判断されたため	該当なし

謝辞

本文書の日本語版は、国際統合報告評議会(IIRC)が監修し、日本語翻訳・編集・制作において
新日本有限責任監査法人(Ernst & Young Shinnihon LLC. <http://www.shinnihon.or.jp/>)

にご協力いただきました。ご尽力いただいた皆様に感謝を申し上げます。

なお、「重要論点の要約」の日本語版と英語版とにおいて、内容に差異があった場合は英語版を優先します。

